（賃金の変動に基づく契約金額の変更）

第●条　受注者又は発注者は、履行期間内で履行期間開始の日から１２月を経過した後に日本国内における賃金水準の変動により契約金額が不適当となったと認めるときは、発注者又は受注者に対して契約金額の変更を請求することができる。当該請求は、基準日（変更後の契約額を算出する基準となる日。）が属する月の前月から基準日の属する月までに行うことができる（ただし、基準日が履行期間開始の日から１２月を経過した日以降かつ、残りの履行期間が２月以上ある日に限る。）。

２　発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前未履行分契約金額（契約金額から当該請求時の既履行部分に相当する契約金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後未履行分契約金額（直接人件費に相当する額を変動後の賃金を基礎として算出した当該額に置き換えた変動前未履行分契約金額に相応する額をいう。）との差額のうち変動前未履行分契約金額の１００分の１を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。

３　前項の規定による変更契約の金額の算出にあたっては基準日に適用される建築保全業務労務単価を用いることとし、算出の過程で１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。また、算出において用いる落札率は、小数第２位を切り上げるものとする。

４　第２項の規定による変更契約の金額は、基準日を基に、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

５　第１項の規定による請求は、この条の規定により契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中、「履行期間開始の日」を、「直前のこの条に基づく契約金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする。